

広島県手数料条例施行規則等の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十年四月一日

広島県知事 藤 田 雄 山

広島県規則第三十一号

広島県手数料条例施行規則等の一部を改正する規則

(広島県手数料条例施行規則の一部改正)

第一条 広島県手数料条例施行規則(平成十二年広島県規則第四十一号)の一部を次のように改正する。

第二条第一項ただし書を次のように改める。

ただし、次の各号に掲げる手数料については、納付書により納付させることによつて徴収することができる。

- 一 条例別表建設業法(昭和二十四年法律第百号。以下この項において「法」という。)の項に規定する手数料のうち次に掲げるもの
 - (一) 建設工事紛争審査会への紛争処理申請手数料(あつせんの申請の場合)
 - (二) 建設工事紛争審査会への紛争処理申請手数料(調停の申請の場合)
 - (三) 建設工事紛争審査会への紛争処理申請手数料(仲裁の申請の場合)
 - (四) 建設工事紛争審査会への紛争処理申請手数料(あつせん、調停又は仲裁を求める事項の価額が増加する場合)
- 二 条例別表家畜商法(昭和二十四年法律第二百八号。以下この項において「法」という。)の項に規定する家畜商講習会手数料
- 三 条例別表肥料取締法(昭和二十五年法律第二百七号。以下この項において「法」という。)の項に規定する手数料のうち次に掲げるもの
 - (一) 肥料登録手数料
 - (二) 肥料登録更新手数料
- 四 条例別表家畜改良増殖法(昭和二十五年法律第二百九号。以下この項において「法」という。)の項に規定する手数料のうち次に掲げるもの
 - (一) 種畜証明書の書換え交付手数料
 - (二) 種畜証明書の再交付手数料
 - (三) 家畜人工授精師の養成講習会手数料
- 五 条例別表高圧ガス保安法(以下この項において「法」という。)の項に規定する容器検査所の登録又は登録の更新の申請手数料
- 六 条例別表土地収用法(昭和二十六年法律第二百十九号。以下この項において「法」という。)の項に規定する手数料
- 七 条例別表武器等製造法(昭和二十八年法律第四百十五号。以下この項において「法」という。)の項に規定する手数料
- 八 条例別表建設機械抵当法(昭和二十九年法律第九十七号)の項に規定する建設機械

の打刻又は検認申請手数料

九 条例別表輸出水産業の振興に関する法律（昭和二十九年法律第百五十四号。以下この項において「法」という。）の項に規定する輸出水産物製造事業場の登録申請手数料

十 条例別表家畜取引法（昭和三十一年法律第百二十三号。以下この項において「法」という。）の項に規定する手数料

十一 条例別表養鶏振興法（昭和三十五年法律第四十九号。以下この項において「法」という。）の項に規定する手数料

十二 条例別表液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律（以下この項において「法」という。）の項に規定する手数料のうち次に掲げるもの

(一) 液化石油ガス販売事業の登録申請手数料

(二) 保安機関の認定申請手数料

(三) 保安機関の認定更新申請手数料

(四) 一般消費者等の数の増加の認可申請手数料

(五) 液化石油ガス販売事業者の認定申請手数料

(六) 貯蔵施設又は特定供給設備の設置許可申請手数料

(七) 貯蔵施設又は特定供給設備の変更許可申請手数料

(八) 貯蔵施設又は特定供給設備の完成検査手数料

(九) 貯蔵施設又は特定供給設備の変更の完成検査手数料

(十) 充てん設備の許可申請手数料

(十一) 充てん設備の変更許可申請手数料

(十二) 充てん設備の完成検査手数料

(十三) 充てん設備の変更の完成検査手数料

(十四) 充てん設備の保安検査手数料

十三 条例別表林業種苗法（昭和四十五年法律第八十九号。以下この項において「法」という。）の項に規定する手数料

十四 条例別表歯科技工法の一部を改正する法律（昭和五十七年法律第一号。以下この項において「法」という。）の項に規定する歯科技工士試験手数料

第二条第二項中「前項」を「前二項」に改め、同項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の一項を加える。

2 前項の規定にかかわらず、条例別表児童福祉法（以下この項において「法」という。）

(一) の項に規定する手数料（保育士試験手数料を除く。）、同表建築基準法（昭和二十五年法律第二百一十号。以下この項において「法」という。）の項に規定する手数料（構造計算適合性判定手数料に限る。）、同表家畜伝染病予防法（昭和二十六年法律第百六十六号。以下この項において「法」という。）の項に規定する手数料及び同表動物の愛護及び管理に関する法律（昭和四十八年法律第百五号。以下この項において「法」という。）

（ ）の項に規定する手数料（動物取扱業登録申請手数料、動物取扱業登録更新申請手数料、特定動物飼養又は保管許可申請手数料、特定動物飼養又は保管変更許可申請手数料及び犬又はねこの引取り手数料に限る。）については、知事が定める時期に、現金をもって徴収するものとする。

（広島県家畜改良増殖法施行細則の一部改正）

第二条 広島県家畜改良増殖法施行細則（昭和二十五年広島県規則第六十二号）の一部を次のように改正する。

第八条第一項中「はり付けて」を「はり付け、又は当該額を納付した納付書の写しを添付して」に改める。

（広島県卸売市場条例施行規則の一部改正）

第三条 広島県卸売市場条例施行規則（昭和四十六年広島県規則第一百十号）の一部を次のように改正する。

第二十条中「広島県収入証紙をもつて」の下に「納付し、又は納付書によつて」を加える。

附 則

この規則は、平成二十年四月一日から施行する。